

審査基準整理票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの利用料金の減免		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第7条
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第7条
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 工業・労政グループ		
標準処理期間	3日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>施設の利用料金は、大津市勤労福祉センター条例第7条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市及び本市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用する場合 全額</p> <p>(2) 公共的な団体又は機関が主催し、又は共催する公益に資すると認められる事業に使用する場合 全額</p> <p>(3) 当該施設の設置目的に合致し、主催する事業に使用する場合 半額</p> <p>勤労者体育センターについては、利用料金と電灯利用料金の合計金額を減額又は免除する。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市勤労福祉センター条例</p> <p>第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>			